

4 支援をつなぐための個別の教育支援計画等

【ポイント】

- ▶個別の教育支援計画の作成と活用方法
- ▶個別の教育支援計画を進学先に引き継ぐ

(1) 個別の教育支援計画等の作成

○ 作成について

個別の教育支援計画については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されており、その作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されています。

○ 作成する対象について

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）全員
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）等

(2) 個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの

○ これまでの活用における課題

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」（令和3年1月）においては、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていない状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘されました。

○ 活用方法について

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要です。特に上記で課題としてあげられている高等学校での指導につなげていくことについては、進学先が決定後に、中学校から保護者の同意を得て、速やかに個別の教育支援計画を引き継ぎ、生徒が安心・安全に学習や生活が過ごすことができるように支援の内容を伝えていかなければなりません。

活用資料：【資料8-1】【資料8-2】【資料8-3】【資料8-4】【資料8-5】